

平成14年度に着手する大学評価事業実施基本計画

平成14年 3月20日
大学評価・学位授与機構
大学評価委員会

1 評価の目的

評価結果を大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）にフィードバックし、各大学等の教育研究活動の改善に役立てるとともに、大学等の諸活動の状況や成果を社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関としての大学等に対する国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。

2 評価の区分

(1) 全学テーマ別評価

大学等における教育研究活動等について、全学的な課題をテーマとして設定し、各大学等を単位として評価する。

(2) 分野別教育評価

大学における教育活動等について、学問分野ごとに学部、研究科を単位として評価する。

(3) 分野別研究評価

大学等における研究活動等について、学問分野ごとに学部及び研究科、大学附置研究所、その他の研究組織、大学共同利用機関を単位として評価する。

3 対象機関

(1) 国立大学及び大学共同利用機関並びに公立大学を対象とする。

(2) 対象機関数は、段階的实施期間中（平成12～14年度着手分）であることから、全学テーマ別評価の公立大学分及び分野別評価については、その数を絞って実施する。

(3) 評価は、対象機関のうち設置者から要請のあった機関について実施する。

4 実施計画

(1) 全学テーマ別評価

実施テーマ	対象機関数（注1）
国際的な連携及び交流活動（仮称）（注2）	国立大学（99大学） 全大学共同利用機関（15機関） 公立大学（10大学）

（注1）対象機関数については、機構が行う評価の実施可能な機関数を示している。

（注2）実施テーマの趣旨等は別添資料1のとおりである。

(2) 分野別評価

段階的实施期間中に、大学評価機関（仮称）創設準備委員会報告書の大学評価委員会等の構成（案）で示された9分野を実施することとし、平成14年度着手分は平成12年度及び13年度着手分の医学系・理学系・法学系・工学系教育学系を除いた4分野とする。

評価区分	実施分野	対象機関数（注1）
分野別教育評価	人文学系 経済学系 農学系	国立大学のうち 対象分野ごとに6大学 公立大学のうち 対象分野ごとに3大学
	総合科学（注2）	国立大学のうち 4大学 公立大学のうち 2大学
分野別研究評価	人文学系 経済学系 農学系	国立大学，大学共同利用機関のうち 対象分野ごとに6組織 公立大学のうち 対象分野ごとに3組織
	総合科学（注2）	国立大学のうち 4組織 公立大学のうち 2組織

（注1）対象機関数については、機構が行う評価の実施可能な機関数を示している。

（注2）総合科学については、分野別教育・研究評価の対象を同一の機関とする。

5 実施方法等

(1) 実施体制

評価を実施するに当たっては、大学評価委員会に、テーマ別及び分野別の専門委員会を設置する。専門委員会の下に、必要に応じて、当該テーマ及び分野の専門家等を評価員として置き、評価に当たっては、専門委員会の委員及び評価員による評価チームを編成する。また、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を判定するために各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置する。

なお、テーマ別及び分野別の専門委員会の構成は、別添資料2のとおりである。

(2) 実施方法

機構の示す要項に基づき各大学等から提出された自己評価書（根拠となるデータ等含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料等に基づき、原則として下記記載の書面調査及び訪問調査又はヒアリングによる分析・調査を踏まえて評価を行う。

評 価 区 分	実 施 方 法
全 学 テ ー マ 別 評 価	書 面 調 査 及 び ヒ ア リ ン グ
分 野 別 教 育 評 価	書 面 調 査 及 び 訪 問 調 査
分 野 別 研 究 評 価	書 面 調 査 及 び ヒ ア リ ン グ

6 評価結果

- (1) 評価結果は、評価区分ごとに、各評価項目ごとの評価を記述により示すことを基本とする。
- (2) 評価結果を確定する前に、その内容について、大学等に意見の申立の機会を設ける。
- (3) 評価結果は、各大学等及びその設置者に通知するとともに公表する。

7 スケジュール

平成14年度着手評価事業のスケジュールは、別添資料3のとおりである。